

過失により工事を粗雑にしたと認められる下記業者について、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①東亜建設工業株式会社  
業者の住所：東京都新宿区西新宿 3-7-1  
②株式会社本間組  
新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町 3300-3  
③信幸建設株式会社  
東京都千代田区神田司町 2-2-7
2. 指名停止措置期間：①、③平成 28 年 10 月 28 日 ~ 平成 29 年 4 月 27 日  
(6ヶ月)  
② 平成 28 年 10 月 28 日 ~ 平成 29 年 1 月 27 日  
(3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

当局発注の「福岡空港滑走路地盤改良工事」に対して施工不良の疑いが生じたため、事実関係について報告を受けたところ、東亜建設工業株式会社が共同企業体を構成し受注した上記工事については、バルーングラウト工法による施工不良が確認され、一次下請けの信幸建設株式会社がこの行為に関与していた事実が確認された。

また、東亜建設工業株式会社は、当局にデータを改ざんした上で設計図書通りに施工が行われたとする虚偽の報告等を行っており、信幸建設株式会社はその虚偽報告にも関与していたことが確認されていることから、その行為には悪質性が認められる。

さらに、東亜建設工業株式会社が受注した当局発注の「八代港（外港地区）岸壁（-12m）（改良）工事」においても虚偽の報告等を行っていたことが確認されたものである。

5. 指名停止措置理由

東亜建設工業株式会社及び信幸建設株式会社が、当局発注の「福岡空港滑走路地盤改良工事」において、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第 1 第 2 号（下記参照）に該当する。

また、株式会社本間組については、共同企業体の構成員として「指名停止措置要領」第 2-2（※）の規定に該当することから、併せて指名停止を行う。

※ 「指名停止措置要領」第 2-2

局長等は第 1 条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められない者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

<指名停止措置要領別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局  
代表：Tel 092-471-6331

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約管理官 陶山 秀二(内線 290)  
経理調達課直通: Tel 092-418-3345  
総務部契約課長 原園 章一(内線 2511)  
契約課直通: Tel 092-476-3509